平成２９年（フ）第１５８８号
横浜市中区柏葉20番地　K’ｓコーポ201号室
債務者　神谷　恵子
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６１２号
横浜市栄区東上郷町30番８―821号
債務者　小山　　脩
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５２号
横浜市保土ケ谷区峰岡町１丁目93番地
債務者　寺田　久登
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月20日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１８号
熊本県天草市五和町二江3028番地、前住所熊本県天草市五和町二江3163番地１
債務者　丸満　清香
1　決定年月日時　平成29年８月８日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月20日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月23日午後１時10分
熊本地方裁判所天草支部

平成２９年（フ）第１６４２号
横浜市金沢区柴町365番地２　シーブリーズ金沢１―403
債務者　谷口　　彩（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６４４号
横浜市鶴見区本町通３丁目164番地４　木村屋マンション402
債務者　多田　宏之
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５３号
横浜市神奈川区西寺尾３丁目26番１号　パークサイドⅡ　306号
債務者　高橋　春香
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５５号
横浜市保土ケ谷区川島町1404番地　くぬぎ台団地５－２棟107号
債務者　新井在彦こと　朴　　在彦
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６５９号
横浜市保土ケ谷区月見台44番22―101号
債務者　原　健一郎
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１６６７号
横浜市鶴見区向井町１丁目64番地４　穴田アパート８号室
債務者　堀川　　繁
1　決定年月日時　平成29年８月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月24日まで
5　免責審尋期日　平成29年10月25日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

破産手続廃止

平成２８年（フ）第３６６５号
東京都大田区山王３丁目27―19
破産者　吉川　輝大
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第５０３１号
東京都港区白金２丁目７―36―102
破産者　横山　智子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第６４５２号
東京都港区三田３丁目７番16号　御田八幡ビル701号、商業登記簿上の本店所在地大阪府大阪市西区靱本町１丁目18番８号
破産者　株式会社アド・ルックス
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７３８７号
東京都杉並区高井戸西１丁目31―11―111
破産者　佐々木龍子
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７５６６号
東京都墨田区吾妻橋２丁目11番１号
破産者　株式会社ウミド
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第７７６２号
千葉県市川市八幡３丁目25―８―201、開始決定時の住所東京都豊島区要町１丁目18―13
破産者　高橋　　啓
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２８年（フ）第８２２６号
東京都葛飾区青戸７―12―17―101、住民票上の住所東京都葛飾区東立石４丁目10―３
破産者　鈴木　宏行
1　決定年月日　平成29年８月３日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部